

令和2年3月19日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 小野将成

令和元年(ワ)第301号 慰謝料請求事件

口頭弁論終結日 令和2年2月27日

判 決

A III-1st

5 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

さいたま市浦和区岸町七丁目12番4号 ニチモビル浦和3階

被 告 柴 崎 栄 一 寛 史

同 鈴 鹿 崎 栄 宽 彦

同 山 崎 上 崎 清 彦

同 井 館 上 岡 一 夫 香

同 梅 岡 原 由 未

同 亀 梅 原 由 考

同 柴 崎 良 樹

同 北 村 口 裕 考

同 山 口 裕 哉

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、10万円を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

25 第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、後記2(2)の訴訟事件の被告（以下、この訴訟事件を「別

件」といい、同事件の被告を「別件被告」という。)訴訟代理人を務めた被告に対し、被告の別件における訴訟代理人としての訴訟活動について、これが別件原告でもある原告の生命に対する権利や自決権の侵害であり、別件の進行妨害であり、信義則違反であり、公序良俗違反であるから違法である旨、被告の別件における訴訟活動によって精神的苦痛を被った旨を主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料10万円の支払を求めた事案である。

2 前提事実（当裁判所に顕著な事実、争いのない事実並びに証拠（原告本人尋問の結果のほかは、末尾に摘示）及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

10 (1) 太田まり子の死亡事件の概要

原告の叔母の太田まり子（以下「太田」という。）は、平成21年2月20日午前6時20分頃、さいたま市中央区桜丘二丁目2番14号先の国道17号の交差点付近を自転車に乗って走行していた際、伊勢崎友信（以下「伊勢崎」という。）が運転するトラックにより轢き逃げされて死亡した（以下「太田死亡事件」という。甲2、乙1）。

15 (2) 別件の概要

別件は、原告が、別件被告である埼玉県（別件被告の訴訟代理人は本件の被告である柴崎栄一弁護士が務めた。）に対し、太田死亡事件について、死亡した太田が原告に対する脅迫の手段として殺害されたにもかかわらず、埼玉県警察本部（以下「埼玉県警」という。）に所属する浦和西警察署の警察官らは太田死亡事件を交通事故死に偽装工作して組織的に隠ぺいを図ったものであるとした上で、原告が埼玉県警本部長又は浦和西警察署警察官らに対して太田死亡事件の捜査を要求したり、浦和西警察署警察官らに対して電話を同警察署監察課に取り次ぐように求めたりするなどしたにもかかわらず、彼らが原告の要求を拒否したり、無視したりしたことは違法であり、原告がこれらによって精神的苦痛を被った旨を主張して、国家賠償法1条1項等に

基づき、相当な慰謝料額の一部として10万円の支払を求めた事案である
(当庁平成30年(ワ)第413号)。

3 当事者の主張

(1) 請求原因

ア 太田死亡事件は、原告が警視庁に対して提出した包囲網（原告の主張によれば、包囲網とは原告の身体生命に対する組織的な加害者集団であるが、その実態は不明であるという。）の摘発要請に係る被害届の回答期限の日に発生した。したがって、太田死亡事件は、原告が「被害届を忘れなければ原告を叔母（太田）のように殺すぞ。」という、原告の生命に対する無言の脅迫目的でされた、包囲網によって仕組まれた故意の殺人事件である。しかるに、埼玉県警はこれを交通事故事件として偽装して処理したものである。

イ 別件被告の訴訟代理人であった被告は、太田死亡事件が故意の殺人事件である旨の原告の主張に対し、一切触れず、認否を示そうとしなかった。

ウ 被告の別件における訴訟活動は、上記アの主張事実を否定する虚偽の主張、明らかな詭弁であり、太田死亡事件の解決を遅らせ、原告の生命に対する権利や自決権の侵害をもたらし、別件の進行を妨害するものであり、原告に対する信義則違反、公序良俗違反であるから違法である。

エ 原告は、被告の別件における訴訟活動によって精神的苦痛を被ったものであり、これを慰謝するための相当な慰謝料額の一部として10万円の支払を求める。

(2) 請求原因に対する認否反論

ア 請求原因(1)のアないしエはいずれも否認ないし争う。

イ 太田死亡事件については、伊勢崎を被告人とする自動車運転過失致死、道路交通法違反被告事件として刑事裁判がされ、伊勢崎に対する有罪判決は平成21年6月24日に確定した。太田死亡事件が太田に対する故

意の殺人事件であり、交通死亡事故でなかつたとするることはできない。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因(1)アについて

(1) 原告は、請求原因(1)アにおいて、太田死亡事件が交通事故事件ではなく、太田に対する故意の殺人事件であり、その実行の主体が包囲網であること、太田死亡事件が原告に対する無言の脅迫（原告が警視総監宛てに送付されたとされる被疑者不詳の被害届（原告が訴える被疑事実につき警視総監の回答を期限付きで求めるもの。以下「本件被害届」という。）を忘れなければ、原告を太田と同様に殺害することを予告するもの）を目的とするものであること、埼玉県警は、太田死亡事件について、故意による殺人事件であると知りながら、これを交通事故事件であると偽装して処理したこと、以上の事実を主張する。

(2) しかしながら、原告の上記主張事実のうち、「太田死亡事件が交通事故事件ではなく、包囲網による故意の殺人事件であること」については、これを認めるに足りる証拠がなく、また、「太田死亡事件が原告に対する脅迫を目的としてされたこと」、及び「埼玉県警は太田死亡事件が殺人事件であることを知りながら、これを交通事故事件として偽装して処理したこと」のいずれの事実についても、これを認めるに足りる証拠はない。

(3) 原告は、上記(1)の事実を主張し、その根拠として、太田の死因につき不審な点があること、肉親である太田の死亡日が本件被害届の回答期限の日と同じであることなどを供述する。

しかしながら、太田の死因が不審であることを具体的かつ客観的に裏付ける証拠はなく、太田死亡事件の日と上記回答期限の日が一致したことが必然的であることを証する証拠もない。

(4) かえって、①原告には青森で生活する母親と妹がいるにもかかわらず、母と妹に比べて原告との親族関係が希薄な叔母の太田が原告を脅迫する手段と

しての殺害対象として選択されることが不合理かつ不可解であること（原告本人尋問の結果によれば、原告には青森に母と妹がいること、原告が太田と会ったのは太田死亡事件日の2、3年前が最後であり、年賀状をやり取りする程度であることが認められる。）、②太田と原告は名字が異なり、一見して親族関係にあるとは解し難く、太田を上記の脅迫の手段として殺害対象として選択することの合理性が見出し難いこと（原告の供述に係る年賀状の文面が、原告と太田が甥と叔母の関係にあると判読できる内容であったかどうかは不明である。）、③太田の遺族（当時は夫と子。現在は夫死去）は、太田の死因について、交通事故死ではなく殺人であるなどと訴えておらず、太田の遺族は伊勢崎の勤務先会社から多額の損害賠償金を受け取っていること（原告本人尋問の結果。太田死亡事件が故意の殺人事件であるならば、伊勢崎の勤務先会社は太田の遺族に対して損害賠償責任を負担しないし、太田の遺族は上記会社から損害賠償金を受領することができない。これは、太田の死亡に関する真実を最も知りたいと考える身近な関係にある太田の遺族が、太田の死を交通事故死であると認めていることの証左である。）、以上の点が指摘されるのであり、これらの事実を考慮すると、太田死亡事件が交通事故事件ではなく、故意による殺人事件であると認めることは困難であるし、原告を脅迫する目的で「仕組まれた」事件であると認めることも困難である。

(5) よって、請求原因(1)アの事実を認めることはできない。

2 まとめ

以上によれば、原告の請求は、請求原因(1)イないしエを検討するまでもなく、理由がないことが明らかである。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判官

渡邊和義

これは正本である。

令和2年3月19日

前橋地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 小野 将成